

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

訴えの提起調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	訴訟遂行の方針
1	平成31年1月7日	足立区加平在住者及び 足立区佐野在住者	足立区は、育英資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金 203,400 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
2	平成31年1月7日	世田谷区池尻在住者	足立区は、育英資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金 185,200 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
3	平成31年1月7日	足立区六町在住者及び 足立区大谷田在住者及び 東京都町田市在住者	足立区は、育英資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金 669,300 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。